

## 民有地の樹木の管理をお願いします！！

### ◇道路にはみ出している樹木、枯れている木等の剪定、伐採を◇

道路沿いの樹木が道路上に倒れたり、枝が落ちたりなどして、大きな交通事故や交通障害（渋滞など）の原因につながる場合があります。

車両や通行者の安全確保のために、道路管理者としても適切なパトロールを行っていきますので、道路に接する民有地等に樹木を所有している方も、樹木を適切に管理していただくようお願い致します。

### ◇伐採・剪定を行う前に連絡を◇

道路や歩道に民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる場合があります。

伐採や剪定の作業をする際、危険が及ばないように交通規制をしたり、斜面からの石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置をお願い致します。

作業される前には、最寄りの出張所までご連絡をお願い致します。



出張所名	電話番号	管理区間
大船渡維持出張所	0192-26-5356	国道45号 大船渡市、陸前高田市内
		E45三陸道 陸前高田長部IC～吉浜IC
釜石維持出張所	0193-26-5014	国道45号 釜石市、大槌町内
		E46釜石道 遠野住田IC～釜石JCT
宮古西維持出張所	0193-71-1760	国道45号 山田町～宮古市藤原
		E45三陸道 山田南IC～宮古北IC
宮古維持出張所	0193-62-5077	国道45号 宮古市藤原～岩泉町、田野畑村内
		E45三陸道 宮古北IC～普代IC
久慈維持出張所	0194-53-2790	国道45号 久慈市、洋野町、普代村、野田村内
		E45三陸道 普代IC～階上IC

※各出張所の管理区間は令和2年12月19日現在